

多様な主体の協働による地域活性化実証事業
令和5年度いわみサークル「つどう」「うごく」業務 企画提案説明書

1. 目的

地域の担い手となりうる主体同士の理解を深め、多様な主体が協働する地域活性化の取組の検討が促進されることをねらう。また、多様な主体が協働する仕組みの確立を目指し、住民と多様な主体による新たな持続可能な地域づくりの可能性を検証する。

本業務では、多様な主体が協働するきっかけを創出することで、地域活性化に取り組みたい主体間の関係構築や活動機運の向上を図る。

加えて、多様な主体が協働して活動に取り組む支援を行う。

2. 委託業務の内容

(1)業務名	多様な主体の協働による地域活性化実証事業 令和5年度いわみサークル「つどう」「うごく」業務
(2)委託予定事業者数	1事業者
(3)委託期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
(4)業務の内容	別紙「仕様書」のとおり

3. 応募資格

- (1) 島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人、個人事業主又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) コンソーシアムの構成員又は単独の法人は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 島根県との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - ④ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑤ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - ⑥ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

4. 募集スケジュール等

企画提案参加者から事前に企画提案参加申込書を徴して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対して企画提案書の提出及び審査会への出席を依頼する。

(1)募集期間	令和5年6月26日(月)～令和5年7月3日(月)17時
(2)企画提案参加申込書の提出	<p>企画提案に参加する者は、企画提案参加申込書(様式1)に以下の書類を添付して令和5年7月3日(月)17時までに持参または郵送(郵便書留に限る。)により1部提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誓約書(様式2)1部 ・島根県内に事務所を有する者:県税に関する納税証明書1部(発行後3か月以内のもの、原本) ・島根県内に事務所を有しない者(島根県に納税義務のない者):本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書1部(発行後3か月以内のもの、原本) ・税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書1部(発行後3か月以内のもの、原本) ・会社等組織概要(会社案内、要覧、定款等、個人事業主は、事業実績等を任意様式により作成) ・コンソーシアムの場合は、コンソーシアム協定書の写し1部 <p>※持参、郵送いずれの場合も受付時間は、9時から17時(土・日・祝日は除く。)までとする。</p>
(3)参加資格通知予定日	<p>令和5年7月6日(木)</p> <p>※参加資格を有しないと判断された場合は本企画提案に参加できない。</p>
(4)質疑の受付期間	<p>質疑がある場合は、質問書(様式3)を作成し、令和5年7月3日(月)17時までに持参またはFAXにより提出すること。</p>
(5)質疑の回答方法	<p>受け付けた質問をとりまとめ、県HP「入札情報」に掲載して回答する。</p>
(6)質疑の回答予定日	<p>令和5年7月6日(木)</p>
(7)企画提案書の提出	<p>企画提案への参加資格があると通知された者は、令和5年7月20日(木)17時までに企画提案書(様式4)を提出すること。</p> <p>※企画提案書の作成及び提出方法等の詳細は次頁5参照</p>
(8)提案者プレゼンテーション及び審査会	<p>企画提案に係る審査会は令和5年7月24日(月)に開催予定。</p> <p>プレゼンテーションの時間及び場所等は、企画提案参加申込者に別途通知する。</p>
(9)提案者プレゼンテーションの方法	<p>提案者ごとに企画提案書のプレゼンテーションを行った後に、審査委員からの質問時間を設ける。</p>
(10)審査結果の通知	<p>令和5年7月下旬</p>

(11)提出先及び問い合わせ先

島根県総務部西部県民センター 石見地域振興部 石央地域振興課

担当：湊、佐藤

〒697-0041 島根県浜田市片庭町 254 番地（浜田合同庁舎 2 階）

TEL：0855-29-5511 FAX：0855-22-5306

Mail：iwami-chiikishinko@pref.shimane.lg.jp

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)提出書類	①企画提案書（様式 4） ・様式 4 の記載事項に従い作成すること。 ・用紙の大きさは A 4 判縦、横書き、左綴じを原則とする。 ・図表等は必要に応じ A 3 判の折り込みも可能とする。 ※提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ②見積書 内訳が分かる見積書を企画提案書に添付すること。 ※見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
(2)提出方法	上記提出書類を令和 5 年 7 月 20 日（木）17 時までに持参又は郵送（郵便書留に限る。）により 7 部ずつ提出すること。 ※持参、郵送いずれの場合も受付時間は、9 時から 17 時（土・日・祝日は除く。）までとする。

6. 提出書類に係る留意事項

- (1) 本説明書に基づき提出された書類は返還しない。
- (2) 提出された書類等は、島根県情報公開条例（平成 12 年島根県条例第 52 号）に基づき開示する場合がある。
- (3) 本企画提案で提出する書類への押印は全て省略可能とする。
※委託予定事業者として選定された後の契約書作成時には押印が必要。

7. 審査方法

(1)審査方法	・審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託予定事業者として選定する。 ・企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合、委託予定事業者を選定しないことがある。
(2)審査内容	①本事業の目的を理解し、参加者同士の相互理解を深め、協働するきっかけとなるイベント等の提案か。 ②対象となる多様な主体が参加したいと思う企画内容、工夫があるか。 ③幅広い層に参加を働きかけるイベント等の運営の実績があるか。 ④委託事業の改善提案を意識した手法の検討・工夫があるか。 ⑤業務遂行能力(実施体制、全体スケジュール等)は十分か。 ⑥経費の見積は経済的で妥当な金額か。
(3)採否の通知	令和 5 年 7 月 31 日(月)までに、提案者全員に書面で通知する。

8. 契約内容等

(1)委託期間	契約締結日～令和6年3月31日
(2)委託料上限額	2,475千円（消費税及び地方消費税を含む）
(3)契約方法	委託予定事業者と委託内容を協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。 なお、採用した提案は、県により内容の一部を変更することがある。
(4)委託料の支払	原則として精算払とする。ただし、契約に基づき概算払することができる。
(5)一括下請及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に実施する上で必要と認められるときは、県と協議の上その一部を再委託することができる
(6)契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。ただし、契約保証金の納付について、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除される場合がある。
(7)個人情報の保護	本業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。